

情報通信審議会 郵政政策部会（第7回）議事録

1 日 時

平成26年3月12日(水) 17時00分～17時52分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1)委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、井野 勢津子、斎藤 聖美（以上4名）

(2)臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、竹内 健蔵、山田 忠史（以上4名）

(3)総務省

（情報流通行政局郵政行政部）

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（企画課長）、山碕 良志（郵便課長）、
藤野 克（貯金保険課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）、
川野 真稔（国際企画室長）、松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、
渡部 祐太（郵便課課長補佐）

(4)事務局

倉橋 誠（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

(1) 中間答申（案）について

(2) その他

開 会

- 村本部長 ただいまから情報通信審議会第7回郵政政策部会を開催いたします。
本日は委員及び臨時委員9名中8名がご出席ですので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 中間答申（案）について

- 村本部長 それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。議題は、中間答申（案）についてでございます。

まず事務局から中間答申（案）についてご説明をしていただいて、その後、質疑ということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 山崎郵便課長 お配りの資料7-1と7-2を用いまして、中間答申（案）についてご説明申し上げます。7-1が横長の中間答申（案）概要でございまして、事務局でまとめました前回の論点整理の内容にほぼ即してまとめたつもりでございますが、これがポイントでございます。これを横に置いてご参照いただきながら、資料7-2、中間答申（案）本体の要点をご覧くださいという形で説明を進めたいと思います。

資料7-2の中間答申（案）、1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。全体で一章から五章までございますが、全体の答申の結論的部分は、30ページからの第三章と40ページからの第四章でございます。この第三章、第四章を中心にご説明いたします。

30ページをご覧くださいませでしょうか。今回、2つの事項を諮問して審議いただいておりますが、その1点目の「郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の在り方」についてでございます。30ページのリードの部分、今回の議論の目的と申しますか、将来にわたって郵政事業のユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策の検討にあたり、まずコスト算定手法の整理を行うというものでございます。

今回の目標でございますが、第1節の下のところ、「ユニバーサルサービス提供に係る収支」、これは現行のコストですけれども、これを客観的かつ定量的に算定すること

を目標とするということ。それからその下の「また」で始まる段落でございますが、このコスト算定モデルでは、地域単位及び役務単位での収支状況を算定できるようにするという基本的な考え方に基づいて、以下の整理をいたしたところでございます。

31ページ目以降は具体的な手法が述べられておりますが、これまでご説明申し上げ、ご議論いただいたところでございますので、個々の内容については省略させていただきます。

結論の部分ですけれども、35ページをご覧ください。「(2) 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定における算定手法」といたしまして、それまでのページで示しました各手法の長所、短所を踏まえた結果、NAC法及びPA法の両者によって算定を行うということでございます。

NAC法につきましては、赤字地域、赤字サービス、赤字額等を把握するという点に向いている点。また、PA法につきましては、諸外国での状況も踏まえながら、サービス水準の変更があった場合に、その際、どの程度の利益改善が図られるのかということ等を算定できるようにという観点で、この両者、両方の2つの手法を併用するというところでまとめております。

その下の第3節でございますが、具体的なモデルの構築手法、全体としては「ボトムアップモデル」と「トップダウンモデル」に二分できますけれども、今回は「ボトムアップモデル」を基本として構築を行うということで、客観的な算定手法を用いて費用、収益を積み上げていくということ。また、感度分析が容易であるといったような処々のメリットがあることから、規制当局による採用の多いこの「ボトムアップモデル」を採用するというところでまとめております。

36ページをご覧ください。以上の算定手法に基づきます算定をどのような条件で行うかという主要な要件の考え方でございます。まず1番目が収支の算定単位でございますが、アの地域単位としては、郵便の業務、郵便局窓口業務ともに、集配郵便局のエリア（約1,000）単位で収支を算定するということが適当としています。

イの役務・業務単位としては、大きく2つに分けて、郵便の役務についてはここにありますような各郵便物の単位で、また郵便局窓口業務については郵便、銀行、保険、3つの窓口業務ごとに収支を算定できるようにすることが述べられております。

次に37ページの「3 収益・費用等の算定方法の考え方」でございます。まず収益につきましては、郵便事業に関し、地域別・役務別の郵便物数に1通あたりの料金収入

を乗じます。銀行窓口業務・保険窓口業務につきましては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が日本郵便に支払っている「窓口業務委託手数料」、これが収益にあたります。これを一定の基準、人口比ですとか実績業務件数比等により地域別に配分いたします。

費用についてでございますが、郵便事業は地域別・役務別・工程別の郵便物数に、1通あたりの費用を乗じて算定いたします。また、共通事務経費等、加算すべきものがあれば加算いたします。

郵便局窓口業務につきましては、局ごとに実績業務件数等に1件あたりの費用を乗じます。また、それに渉外費用・共通事務経費等を加算して算定をいたします。

以上がコスト算定に関する第三章の主な部分でございます。

続きまして40ページをご覧ください。2点目の諮問事項、「郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について」でございます。これは横長の紙、資料7-1にありますとおり、①、②、③、補論の4つに分かれています。順にご説明いたします。

まず40ページの上のリードの部分ですが、この諮問事項につきましては、「規制改革実施計画」におきまして、ここに書かれてありますような検討を行い、結論を得るということにされたことに伴い、ご審議をお願いしたところでございます。

まず、「第1節 一般信書便事業の参入要件の明確化」についてでございます。現行の参入要件は、1にありますとおり、法令において具体的にいろいろ定められているということ。その後、規制改革実施計画にもありますとおり、事業者の皆さんに対してヒアリングを行いました。この結果、関係事業者からは一般信書便事業の参入要件に関して、明確化すべき点については具体的な要望は出されなかったと整理をしておるところでございます。

41ページ、この部分の結論でございますが、この一般信書便事業の参入要件の明確化に対する考え方です。審議会としては、この参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされていると考える。また、関係事業者へのヒアリングにおいても、今ご紹介したとおり、具体的な要望が出されなかったことを踏まえると、現段階で更に明確化すべき参入要件はないものと考えられるとまとめております。「なお」でございますが、ヒアリングの中で、一般信書便事業に対して明確に参入意向を示した事業者はいらっしゃらなかったということでございます。

このほか、「4 中長期的な課題」といたしまして、これまでの部会で委員の皆様からご指摘があったことをまとめてございますが、中ほどになります。中長期的にはI

CTの普及や人口減少社会の到来等により、信書の送達に対する国民のニーズも変化していくことが予想される。その場合には、国民のニーズに沿った郵便のユニバーサルサービスの在り方が検討課題となり、それを踏まえて一般信書便事業の在り方を検討していくことも考えられるとしております。

具体的なお意見として部会の中では、その下でございますが、例えば利用者の利便性は確保しつつ、時代の変化に対応した効率的でコストのかからない方法を検討する視点。一方で、ある程度のコストをかけてでも国民のために守らなければならないのがユニバーサルサービスであるなど、いろいろな方向の視点が委員の皆様からご指摘をされたところでございます。

42ページをご覧ください。2つ目の特定信書便事業の業務範囲の在り方でございます。現行の業務範囲はここに書かれているとおりでございます。この特定信書便事業につきましても、部会の中で事業者の皆さんからヒアリングを行いました。特定信書便事業者の皆さんから出された意見といたしましては、1号役務のサイズ規定について合理的でないという声がある。また、3号役務の料金が高すぎるとのお客様の声がある。あるいは、日本郵便のレタックスとの関係で、信書便事業者と日本郵便との間で、公正な条件下でサービスを提供する必要があるという意見がありました。

一方で日本郵便株式会社からは、現在の業務範囲というのは、ユニバーサルサービスの確保に支障が生じない範囲で設定されているというふうに理解している。また、健全な競争によるお客様利便の向上は重要だが、ユニバーサルサービスが今後とも適切に確保されることが前提で、クリームスキミングの余地を与えるようなことがあると、信書の送達のユニバーサルサービスに悪影響の懸念があるので、こういうことがないように検討してほしいという希望が出されました。

続いて、43ページの3にこの部分の結論をまとめてございます。2段落目に1号役務の大きさの基準、3号役務の料金の基準につきまして、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、業務範囲の見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当であるという結論となっております。

次に、3つ目の項目、「その他の郵便・信書便市場の活性化方策」でございます。ここでは、関係事業者からプレゼンテーションを部会の中でもいただきまして、学校教育等を通じた手紙文化の振興ですとか、あるいはICTと融合した利便性の高いサービス

の開発という取り組み例が紹介されました。

44ページに図表22、23といたしまして、手紙振興に向けた取り組み、あるいはICTと連携した取り組みということで、日本郵便の取り組み例を紹介しております。

この部分に関する結論的なところでございます。44ページの一番下のところから45ページにかけてでございます。今後、郵便・信書便の利用者の生活様式や通信事情が一層変化していくことが予想される中で、市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、日本郵便株式会社及び信書便事業者の皆さんに対して期待されるとまとめております。

また、部会の中で出されました意見でございますが、単なる手紙文化の振興にとどまらず、儀礼性や現物性という郵便・信書便の持つ特性・意義を生かすようなサービスを新たに開発するというのも、事業者の皆さんにあわせて期待されるということもまとめております。4点目、これはこの審議会に諮問をさせていただいた事項とは直接関係するものではありませんけれども、関係事業者のヒアリングの中で提案があったことに対する一定の整理というものを、この第4節（補論）でまとめております。

ヒアリングの中で2点ほどご提案がありました。1点目が45ページ（1）の『郵便法』・『信書便法』の規制対象の在り方等」でございます。提案の内容でございますが、アの1点目、「郵便法」第4条に定める規制条件につきまして、現在の「信書（内容基準）」を、これをサイズという「外形基準」に改めるべきではないかということ。海外ではこの外形基準が一般的である、外形基準によってある程度郵便の独占領域が額保されるといった提案が1つ目としてございました。

これにつきましては、他の事業者から、信書の重要性あつての信書便事業である、あるいは、信書の秘密が侵されるという危険性、懸念という否定的な見解もあわせて示されたところでございます。

審議会としてはこの1点目の提案に対する考え方、46ページ上の部分でございますが、そもそもこの「郵便法」・「信書便法」の規制というのは、①憲法で保障された通信の秘密の確保、②国民の基本的通信手段の確保という観点から課された規律である。そのことをもって規制対象は文書による通信手段である信書とされております。信書の定義はここに書いてあるとおりでございます。

「信書」か否かにかかわらず「外形基準」のみをもって通信の秘密を確保すべき対象

や、国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」でこの規制対象を画することは適当ではないと考えられるとまとめております。

また一方で、今回のこの1点目の提案を実際に具体化いたしますと、「外形基準」の中、小さいものに該当する送付物の送達が、新たに郵便の特性という整理にされますので、現在、宅配便事業者の皆さんが自由競争の中で送付できているものが、逆に送付できなくなるということも考えられます。規制強化にあたることになりますので、市場の活性化につながらないと考えられるとまとめております。

諸外国でございますが、現在は、郵便法理の規制対象としては、そもそもの規制対象として信書ですとか書状という概念が用いられております。その定義の中では、通信文であることを要件にするという内容基準が定められる。その上で信書や書状に該当するものに対して外形基準によって規制の強度、強弱が設けられているということでございますので、この諸外国の例というのは、我が国の制度に当てはめてみますと、大きさや重量、料金等によって特定信書便事業の業務範囲を定めている制度と、いってみれば共通するものであるということをもとめております。

提案の2点目でございます。46ページ「(2) 送り主に対する罰則規定の在り方」でございます。提案の内容でございますが、現在、この「郵便法」第4条に定める規制、この罰則が、事業者だけではなくて送り主に対しても課されているということに関しまして、この送り主に対する罰則規定は廃止すべきであるというご提案でございました。海外でも違反した場合には送り主に罰則を課されていないという話が合わせて提案の中でございました。

47ページ、これに対する考え方でございますが、2段落目、無許可事業者は、実際の業務の場合、送り主から依頼されて信書の送達を行う場合が大半である。また、封をして差し出された内容物が信書として出てくるわけですので、その中身については事業者がわからないといったような点がございますので、送り主の行為に対する罰則というのは、制度の実効性を担保する上で必要なものというふうに考えられます。

実際に送り主に罰則を課していないという外国のお話ございましたけれども、実務上は、米国では送り主に対しては規定としては罰則が課されているのですけれども。罰則規定は残しつつ制度の実効性を担保していると。送り主に罰則を実務上課さないとしても、規定は残しているということ。我が国においても、実際に送り主に対して罰則が

課されたのは、この脚注にあります1件だけであるということ。実務上は行政指導によって対処することで制度の適正な運用が行われているということを確認して、この考え方に整理してございます。

以上の2つの提案に対しては補論の形で考え方を整理したところでございますが、これらの提案というのは、47ページの真ん中のところですが、2の信書に何が該当するかということが一般にわかりにくい場合があるということが背景にある。総務省においては、この信書について、事業者だけではなくて利用者一般に対してわかりやすい周知活動を業界の皆さんと連携をして進めるべきとまとめてございます。具体的には、指針やQ&Aに具体的な事例を追加する。あるいはわかりやすい、例えば動画等の周知啓発ツールを作成して、これらを活用して効果的な取り組みを実施すべきということです。以上が三章、四章の結論の部分でございます。

48ページと49ページでは、今後さらに検討すべき課題ということをまとめております。前段の郵政事業のユニバーサルサービス確保方策の在り方に関しては、総務省において今後コスト算定モデルを構築し、具体的なコストの算定を進めること。情報通信審議会においては、この算定結果等を踏まえ、諸外国の事例も参考にしつつ、将来にわたって郵政事業のユニバーサルサービスを安定的に確保するために必要な方策について審議を進めていくとまとめてあります。

後段の郵便・信書便市場の活性化につきましては、総務省において1号役務の大きさの基準、3号役務の料金の基準について、事業者からより具体的な要望を聴取するとともに、事業者に対して区分別の具体的なデータの提出を求めることによって、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行い、業務範囲の見直しに向けた具体的な検討を行うことが必要。審議会においては、その総務省の検討の進捗状況を勘案し、業務範囲の具体的な見直し方針について審議を行うとまとめております。

以上でございます。

○村本部長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた答申（案）について、ご自由にご意見をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

感想になりますが、全体50ページぐらいなのですが、問題のバックグラウンドの説明が30ページ近くあって、やや重たかったかなと思います。答申ですので、きちんとバックグラウンドの説明も必要とは思いますが、何となく答申の本体に近づくま

でに少しくたびれてしまうというのが、少し印象としてあります。

○山碕郵便課長 よろしいですか。

○村本部長 はい。

○山碕郵便課長 この部会の中では、この30ページに至るまでの部分というのは資料を提供してご説明、ご審議いただきました。この答申となった段階では一般の方もお読みいただくことになると思いますので、それに至る過程、少し重すぎたかもしれませんが、載せさせていただいたというところがございます。

○井野委員 すみません、よろしいですか。

○村本部長 どうぞお願いします。

○井野委員 47ページの信書制度の周知啓発の一層の推進というところですが、私、最近まさにこれに該当することがございました。コンビニエンスストアで宅急便を送ろうとして、何が入っていますかと聞かれ、領収証が入っていると申し伝えたところ、いや、それは信書にあたるから受付できませんと言われました。違うコンビニエンスストアに行ったところ、何もそのような質問はありませんでした。結局、宅配便では送らなかったのですが、もしかしたら送ってしまったかもしれないという経験をしました。やはり一般の人間には信書にあたるかどうか非常にわかりにくい。かつ、例えばコンビニエンスストアといういろいろな方が利用するところでも対応がまちまちであるという点から見ても、啓蒙活動だけ、ツールの開発等々だけでは、やはり不十分なのではないかと思います。法律の趣旨は理解するのですが、おそらくはこれまでもホームページにおけるQ&A等々はあったはずなのにもかかわらず、やはり一般のそれなりの人間が非常にわかりにくい運用になってしまっているというのは、ここはやはり一つ課題として残るのだと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○三浦信書便事業課長 ご指摘のとおりだと思っております。

私どもも全国的に地方の総合通信局等において団体向けの説明ということもやっております。いろいろご指摘のような事例がございますので、これ、一つの業種団体といえますか利用者、あるいは宅配便等ですとさまざまな業種の方が店先で営業しているということがありますので。これも非常に分野を広げて団体向けの説明会というのをやっているわけですが、まだ不十分なところがあると思いますので、その辺も引き続き充実させたいと思っています。

それから、この答申の中にも盛り込んでいただいておりますが、いろいろな周知啓発ツールですね、こういうものを使って、より膝を交えた、詳しくご説明するというか、そういうことが必要だと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○井野委員　　そういった意味で業者さんというのが、具体的にどういう業者さんなのか、利用者団体といったときに、どういうところが入るかわからないのですが、今回の私の経験みたいに、コンビニエンスストアのようなところの店員さんの教育を徹底していただくと、まず事故的に送ってしまうというのは防げるのかなと思います。利用者もそうなのですが、そういった受け付ける側のところを徹底すると、少しそういった事故が起る可能性は少なくなるのかなと思います。

○今林郵政行政部長　　よろしいでしょうか。

確かに、井野先生がおっしゃったとおりでろうと思います。制度の趣旨、あるいは目的というのは大事だけれども、それを担保する手段というのがなかなか追いついていかない。しかも世の中が、今おっしゃったように窓口が拡大して利用の可能性が広がっているわけですから。そうしますと、お客様に負担を押しつけるのではなくて、やはり利用しやすいようなツールをどんどん追いついて開発していかなくてははいけない。

例えば、単なる思いつきで恐縮ですが、ビッグデータみたいなものもあります、それからアプリというものもありますので。私どもいろいろなものについて、これは信書、信書でないというような判断をこれまでもしておりますので、そういうようなものが、例えばコンビニなどでぱっとかざすと瞬時にわかりますというようなものを将来的に開発していけば、お客様にご負担かけることなく、コンビニのアルバイトの店員さんでも瞬時にぱっと、これは大丈夫ですよということが判断いただけるようなこともできるのではないかと思います。これは一朝一夕にできるものではなく、ご相談をしないとイケません。そのような努力は、いろいろな業界と相談しながら続けていかなければならないのかなと思っております。

それができるまでの間は何もしないでいいのかというわけではなく、今先生方からご指摘いただいているようなことを踏まえながら、窓口、受けるところですね。お一人お一人のお客様にご周知申し上げることも大事ですけれども、多くの方々がお集まりになるような可能性のあるところ、例えば、宅配の事業者さんがコンビニにお願いしているわけですから、宅配の事業者さんからも、ぜひそういうところをお願いする際に、こういうものはぜひ引き受けないでくださいよとか、これは大丈夫ですよというようなこと

をお願いしていただくというふうな努力を続けていきたいと思っております。

○井野委員 わかりました。ありがとうございます。

○村本部長 どうぞ、お願いします。

○井手部長代理 中間答申の内容については基本的には賛成です。その上で、今後のことも踏まえてですけれども、第三章で郵政事業のユニバーサルサービスの確保の在り方、今回は、銀行、保険を含めたユニバーサルサービスということですが、これまでのいろいろな議論で、特定信書便の業務範囲の拡大というときに、郵便のユニバーサルサービスを確保するという観点からどのぐらいの業務範囲にするかということがここに書かれておりますので、基本的に郵便のユニバーサルサービスが確保されるということが大前提で、その上で郵政事業のユニバーサルサービスのコストを算定するという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

というのは、郵便のユニバーサルサービスというのは確保されないけれども、かんぽやゆうちょで何となく集配、郵便局エリアのところでは収支が合っていれば、それで構わないというのではなくて、郵便事業自体できちんとユニバーサルサービス、コストというのが算定されていて、その上でコストを赤字の分をどうやって賄うかという議論がきちんとは確保されているというのが大前提であるという理解でよろしいのでしょうか。

○山崎郵便課長 はい、そのように、三事業一体とは言っていますけれども、郵便、金融、保険、いずれについてもきちんとは収支が成り立つということが望ましい姿だと思いますので、そのように認識して今後の作業も進めたいと考えています。

○松岡郵政行政総合研究官 補足ですが、コスト算定のモデルについても、そういった観点に対応できるように、郵便のものと、郵便以外のものと分けて算定できるようにしてあります。

○村本部長 ほかにいかがでしょうか、どうぞ。

○竹内臨時委員 竹内でございます。中間答申の作成、いろいろご苦労が多かったことと思います。私も内容について異論はございませんので、これでよろしいのではないかと考えております。ですから、これは感想のような話で、中間答申ですから、今後最終答申に向けて考えていきたいと思うようなところを少し申し述べたいと思います。

○村本部長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞお願いします。

○斎藤委員 一言、感想を述べさせていただきます。

少しひっかかっておりましたのが、ユニバーサルサービスというのは、高齢者はパソコン使えないからICTまだ無理だよ、だからユニバーサルサービス、今のサービスを続けなければいけませんねという論調です。ICTというのは、パソコンを使う難しい作業をしなければいけないというわけではありません。例えばテレビはボタンを押せば、テレビがどうやって放送されるかという原理原則を知らなくても誰でも見られるようになっています。ICTを利用して簡単に誰でもが利用できるようなプラットフォームをつくることこそ、テクノロジーのすべきことだと思います。ですので、ICTを使えない弱者のために、現在のコストのかかるユニバーサルサービスを温存しましょうというふうに考えるのは、違うのではないかなと考えております。

それともう一つ、徳島県の上勝町の(株)彩りという葉っぱビジネスでおばあちゃんたちが大活躍しているところがございます。そこでは、パソコンをおばあちゃんたちが使えるように作りかえて、それで葉っぱビジネスを成功させているわけですが、そういうような工夫というのもICTの利用だと思います。そういうように今までのコスト高のユニバーサルサービスという既成概念にとらわれない形で、イノベティブなアイデアを考えていくことが必要ではないかと思っております。

○村本部長 ありがとうございます。答申についてはこれでよいということであれば、答申としてまとめさせていただき、感想についてももう少し後に伺いたいと思っております。

答申について、ここはいかがなものかとか、あるいは修正すべきだというところがあればぜひお願いしたいのですが、これでよろしいということであれば、この中間答申(案)というのを、答申書として出すことにしますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○村本部長 ありがとうございます。それでは、本答申(案)を答申ということにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ここで総務省から何かご挨拶等があればお願いしたいと思います。

○今林郵政行政部長 はい、せっかく発言の機会をいただきましたので、改めて御礼を申し上げます。

先ほど中間答申を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。今、

頂戴しました郵政事業のユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策を検討するにあたりまして、コストを客観的に定量的に算定することというのは、大変重要なことだと考えております。実を申しますと、これまで私どもも郵政省時代から含めてこういうものをきちんとやってこなかったというのは、私もじくじたるものがある、恥ずかしいことだと考えておりまして、そういう意味では初めての取り組みとして、非常に意義あることと思っております。

他方で、特定信書便事業の業務範囲の見直しですとか、先ほど斎藤先生からもお話がありましたように、新しいプラットフォームづくりに向けて、事業自体の屋台骨そのものも国民のニーズに合わせて動かしていくというようなことは、非常に全体を考える上でも、市場そのものが動いていくということで考えますと、大変重要なことと思っております。市場の活性化方策とそれからその結果生まれてくるサービスの内容というのは、それぞれが絡み合う話でございますので、どちらも私どももこれからの議論に積極的に貢献をしてみたいと思います。

中間答申を踏まえまして、私どもとしましては、コストの算定、それから特定信書便事業の業務範囲の見直しということに着手をいたしまして、まとまりましたら、また部会の方へのご報告をさせていただきます、お諮りを申し上げたいと思います。

本中間答申の取りまとめにあたりましては、部会長初め各委員の皆様、各臨時委員の先生方におかれまして、短期間に集中的なご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、来年7月の最終答申に向けまして、引き続きご審議、ご指導を頂戴しますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○村本部長 ありがとうございます。

ということで、きょうの基本的な議題については以上でございます。

(2) その他

○村本部長 せっかくですので少し時間をいただきまして、最終答申に向けて、先ほど、竹内委員や斎藤委員からお話ございましたけれども、こういうことをもう少し議論しておくべきではないか、あるいは考えておくべきではないかということを、ぜひご意見としていただくと、今後の議論について非常に意味のあることになるのではないかと思いますので、ご自由にご発言いただいて、検討の指針といいますか考え方を少し

整理してみたいと思いますので、ご自由にご発言をいただければと思います。

どうぞ、お願いいたします。

○及川臨時委員 先ほどのICT利用によるサービスと現物を直接運ぶという郵便とは、それぞれやはり性格が違うものであるということを考えていかなければならないだろうと思っておりますし、使いやすいサービスによる発展は当然考えていくべきだとは思っておりますけれども、それでも郵便は守らなければならないサービスであることは変わらないと思います。私のところは集落120件ほどなのですが、それでも私のうちには週6日、ほとんど毎日郵便が配達されます。コストをかけてでも、ぜひこれだけは守っていただきたいと思います。以上でございます。

○村本部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○竹内臨時委員 すいません。もう一回発言させていただきます。

もう少し具体的な話をさせていただきますと今回、各国の事例が紹介されていたのが興味深かったところです。

これからさらに深掘りしていくならば、もう少し他の国々も見たいという気がしております。私は郵政事業についてはあまり詳しくないので申し訳ないのですが、私が専門としている交通の分野ですと、オーストラリアとかニュージーランドは結構規制緩和が進んでいる国なのですよね。ですから、そういうところで郵便事業がどうなっているのだろうかということを知りたいし、またこれが役に立つだろうと思います。

同様に、今回全般的な郵政の政策についての国際的な比較は、これは非常に勉強になってよかったのですが、今度はもう少し細かく、例えば離島の多い国とか僻地の多い国では、一体どのようなサービスや対応を具体的にしているのかを調査することが、きっとユニバーサルサービスを考えるでは大事なことだと思います。大変なお話なので要求ばかりで申しわけないのですが、その辺を比較して見ていくということをやれば、より一層厚い、内容の濃い分析ができるかなと思いますので、お願いしたいなと思っております。

○村本部会長 ありがとうございます。どうぞ山田委員。

○山田臨時委員 今後を考える上で、郵政事業のコストだけでなく、価値というものも見直していくべきではないかと思っております。単に、貯金、保険、郵便にとどまらず、先ほど少しお話しが出ていましたけれども、離島部とか山間部ではコミュニケーションの場

なっていて、生活の支え、生活のインフラに郵便局がなっているケースも見られます。そういうところでは、郵便に金額換算できないような価値も存在していて、さらに言うなら、離島部や山間部にも人が住める環境を整えている。特に中長期的な課題というところでは、単純にコストのこととか、あるいは電子化されていくことによってニーズが変わっていくことも大事ですけれども、それと並んで、これまで郵便というものが果たしてきた役割、価値というものを、もう一度整理すべきではないかと感じております。

○村本部長 ありがとうございます。

○井野委員 よろしいですか。

○村本部長 お願いします。

○井野委員 郵便のサービス、コストの面ではご検討いただいていると思うのですが、サービスのところでコメントさせていただきます。私も以前アメリカに住んでいたときとかになかなか郵便が届かないことがありました。それがeコマース等の発達によって、かなりサービスのクオリティが上がってきています。日本でも、例えば当日配達、物販であってもそういったサービスが比較的安く、または無料で提供できるような状況になってきている中で、では、ほんとうに信書というところだけではなくて、郵便サービスがどういったものであるべきなのか。コストを上げないままでクオリティの向上というところを目指していただけると非常に国民としてはありがたいなと考えています。

○村本部長 ありがとうございます。関口委員どうぞ。

○関口臨時委員

この中間答申でヒアリングでの宿題に対する答えといいますか、信書便の概念を変える気はないというか、事業者、特に宅配便事業者からの見直し要求に対しては、一応これでお答えが出せるという段階というのは、一つの成果だと思っています。

ただ、問題はこれで解決するかというと、先ほどの井野委員ですとか、今林部長のお話にもありますように、宅配便事業者にとってのネガティブリストみたいなことが、窓口あるいは対顧客との関係、お客さんとの関係で、もう一つ周知徹底していないという実態がある。しかも、直接の対象事業者として宅配便事業者を指導する官庁でもないというところが、なかなか苦しいところなのだろうと思っています。今後、具体的なさまざまな施策を考える上で、少し工夫が必要かなと思っています。本論のところでは信書でないものをどう周知徹底するかというところに尽きるのだろうと思っています。

あと、特定信書便については、今回、1号役務、3号役務が見直しの対象になって、これも具体的な意見を中間答申に反映できたという点では非常によかったことだと思っています。特に、3号役務についてはやや不公平感があるようなヒアリング結果がありましたので、ぜひ迅速に対応して差し上げたら、申し立てられた事業者さんたちもハッピーなのだろうなと思っています。

○村本部長 ありがとうございます。

○井手部長代理 よろしいですか。

○村本部長 どうぞお願いします。

○井手部長代理 本来からすると、郵政事業のユニバーサルサービスの確保策というのを、最終に向けて考えないといけないのですけれど、モデルをつくってコストを算定して、金額が大体このぐらいだったということになっても、結果、どうやってこのユニバーサルサービスを確保するかという方法というのは、そんなに目新しいものが出てくるわけではない。

やはり基金をつくるというのであれば、誰からどうやって集めるのかということ、補助金とかは無理なので、税金を免除するというのも、これはまた財務省から徹底的に抵抗があるでしょう。それから、独占を確保する、リザーブドエリアをつくるというのは、これ、基本的にはもう一般信書便法というものがあって、事実上独占ですけれども形としては自由化されているという中で、どうやって確保するかというのは、やはりイメージとして考えておかないと、結果的には日本郵政が自助努力で頑張ってくださいと、最終的にはそういうふうになるかもしれません。あるいはPA法でこういうサービスについてはサービスの質を若干落として提供せざるを得ないというようなことになるかもしれませんけれども。そういった合意をつくる上でも、やはり確保策というのを考えながら今後議論していくということが必要だろうと思います。

モデルで数字だけがひとり歩きするようになって、確保策については目新しいものがないというようなことになりかねないので、常にそういうものをイメージしながら今後検討するということが必要ではないだろうかと思います。

○村本部長 ありがとうございます。斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 信書に関しましては、やはりわかりづらいというのがどうしても否めない

ところがございますので、何かもう少しわかりやすい定義ができないのかなという気持ちが残りました。

それから、私は手紙が大好きで、メールは当然やっていますけれども、切手を貼って手紙を書く回数はかなり多いほうだと思います。週に何通か書いております。これだけ価値のあるものを50円、80円で届けてもらうのは申しわけないぐらいだと思っております。電報を打つ、祝電を打つ、弔電を打つというのは、気持ちを伝える側面がありますので、高い値段でも皆さん使っている。郵便というのもそういう性格になりつつあるのではないかなという気がしていますので、安ければよいということではないのではないかなと個人的には思っております。

それと、最近便利だなと思ったのは、1,000円でお悔やみカードとお線香がセットになった「お線香たより」です。すごく手軽にお悔やみの気持ちをあらわすことができ、とても便利でした。差し上げた方もすぐお葉書をくださいました。って、ああ、こういうサービスもあるのだなと思いました。そういうような付加価値の高い商品をどんどん開発していただけたらいいなと思います。

○村本部会長 ありがとうございます。

そういうことでいろいろなご意見をいただきましたので、ぜひ今後の進め方に反映していただきたいと思うのですが。私も2つだけ申し上げたいと思います。

1つは直近で申し上げれば、少し雪が降っただけで、山梨県とか長野県は陸の孤島になってしまいましたけれども、災害対応というか、そういう側面で郵便事業ないし郵政事業が果たすべき役割というのはまだありそうなので、その辺の課題が1つあるかなと思います。

もう一つは、この報告書でも実は書いてあるわけですがけれども、せっかく、郵便事業に、貯金、保険がユニバーサルサービスとして入るということであれば、やはりそれをうまく活用していく必要があるだろうと思います。そのビジネスモデルがまだきちっとできていないというのがあります。見守りサービスというものができているわけですから、これは民間の経営企業も実は今そういうことを盛んにやろうとしているわけなので、トータルとして、民間とこれは連携していいと当然思いますけれども、もう少し大きな器を考えたビジネスモデルをつくっていかないといけないのではないかなという感じがしております。

ですから、非常に狭い意味でのユニバということではなくて、もう少し視点を広げて

いく必要というのはあるのではないかと。そのためのビジネスモデルを作成するという
ことについて、もう少し考えなければいけないのではないかというふうに考えておりま
すが。ぜひ新しい方向性として、これも課題として取り上げていただきたいなと思っ
ております。

勝手なことを申しましたが、時間がまいりましたので、以上できょうの審議を終わ
りたいと思います。ぜひ事務局には、いろいろな意見を受けとめていただいて整理を
していただきたいと思います。

これで本日の審議は終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○倉橋室長 次回の開催については、日程等が決まり次第お知らせさせていただきます。

○村本部長 では、次回はしばらく先になりますが、よろしくをお願いします。